

# 平成 28 年度 建設工事入札制度の改正について

平成 28 年 10 月から、下諏訪町の建設工事における入札制度を次のとおり改正します。  
ご理解とご協力をお願いします。

## 1 低入札価格調査に係る調査基準価格の変更

調査基準価格及び失格基準価格は、次表のとおり項目ごとに算出した金額の合計額で判定します。（ < > は変更前 ）

区分	調査基準価格	失格基準価格 (変更なし)
直接工事費	設計金額の 95%	設計金額の 85%
共通仮設費	設計金額の 90%	設計金額の 80%
現場管理費	<b>設計金額の 90%</b> < 設計金額の 80% >	設計金額の 80%
一般管理費等	設計金額の 55%	設計金額の 55%
判定方法	上記項目の合計額で判定	上記項目の合計額で判定

(項目ごとの算出金額は 1 円未満切り捨て、合計額は 1 万円未満切り捨て)

調査基準価格が予定価格の 90% を超える場合は予定価格の 90%、予定価格の 70% に満たない場合は予定価格の 70% とします。

失格基準価格が予定価格の 85% を超える場合は予定価格の 85% とします。